

はじめに

地域自治区って どんな制度？

地域自治区は、市民の皆さんから、ご自身が暮らしている身近な地域やまちづくりについて、もっと関心を高めていただいたり、様々な地域の特性や市民の皆さんの声をいかして、よりよいまちづくりを実現していくための制度です。

上越市では、この制度を平成17年1月の市町村合併に合わせて現在の13区に導入していますが、今後、合併前の上越市にも導入していきたいと考えています。

地域自治区導入の目的

もっと

身近な地域に
目を向け、愛着
をもてるように

もっと

身近な地域に関する
情報を共有
しやすくなるように

もっと

**市民ニーズや
地域の実情**
に合った市政を
進められるように

もっと

**様々な立場や
考えの人たちが、**
身近な地域について
話し合えるように

もっと

地域で活躍している
多様な担い手
が連携しやすく
なるように

もっと

身近な地域を軸に
**総合的な
まちづくり**を
進められるように

地域自治区は、
市民の皆さんの
「声」と「力」で、
よりよいまちづくり
を実現していく
ための制度です



これから

今後の取組

上越市では、合併前の上越市への地域自治区設置に向けた取組を進めています。

●制度の内容について、 市議会と議論を行っています

市では、合併前の上越市への地域自治区の設置については、平成20年度中に制度案を確定し、平成21年10月の制度の実施を目指しています。そのため、現在、市議会（総務常任委員会）と、合併前の上越市の区域における地域自治区の導入について議論を行っています。

●いろいろな機会を通じて、市民の 皆さんへの周知活動を行っています

○地域自治区について

もっと詳しく知りたい方は・・・

合併前の上越市への地域自治区の設置に向けた詳しい資料は、市のホームページに掲載しています。また、市議会（総務常任委員会）への説明資料は、市政情報コーナーや市ホームページで随時公開しています。

○出張意見交換会も開催中です

市の担当者が、地域自治区制度に関心をお持ちの皆さん（町内会、団体、グループなど）のところに伺い意見交換を行います。ご希望される方は、市自治・地域振興課までご連絡ください。

合併前上越市への地域自治区導入に係るパンフレット（第2版）
平成20年10月21日発行

お問い合わせ先

上越市 企画・地域振興部 自治・地域振興課

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電話（025）526-5111（内線1449）

FAX（025）526-8363

E-mail jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp

ホームページ <http://www.city.joetsu.niigata.jp>

身近な地域から
はじまる
はじめる
よりよいまちづくり

合併前上越市への

地域自治区

の導入を目指して



 上越市

ポイント 1

合併前の上越市にも「○○区」の設置を検討しています

これまで、合併前の上越市には、13区のような「区」はありませんでしたが、今後、市民の皆さんに身近な地域を単位として15の「区」を設けたいと考えています。

区を設ける単位は・・・

「身近な地域」についての感じ方は様々だと思いますが、市では、現在の市民の皆さんによる各種自治活動等の中で、多くの皆さんにかかわりが深く、概ね昭和の大合併前の市町村の区域と重なる「地区」※を基本として、15の区を設けたいと考えています。

なお、新たに設ける区の住所の変更は行わない予定です。

※「地区」のうち、谷浜地区と桑取地区については、人口規模、地勢などを総合的に勘案し、両地区で一つの地域自治区としたいと考えています。



ポイント 2

各区に、地域のことを話し合い、意見をまとめるための地域協議会を設置予定です

地域自治区が設置されると、各区には、その区で暮している住民の皆さん同士が、地域について話し合いを行う場である「地域協議会」を設置することになります。

どんなことを話し合うの？

地域協議会では、その地域の重要なことで市長から意見を求められた案件のほか、それぞれの地域での身近な暮らしの課題から、地域特性をいかしたまちづくりのあり方に至るまで、様々なテーマについて自主的に話し合うことができます。

話し合ったことはどうなるの？

地域協議会で話し合った内容については、意見書を市長に提出して、その実現を求めることもできますし、地域で暮らす皆さんに問題提起を行い、地域の課題を皆さんで共有し、テーマや地域の実情に応じてより良い解決策を導き出すこともできます。

どんな人が参加できるの？

地域協議会の委員は、その区で暮している住民の皆さん誰もが立候補するチャンスがあります。

立候補者が定数よりも多かった場合は、住民の皆さんによる選挙を行い、少なかった場合は市長が選ぶことになります。なお、地域協議会の委員の任期は4年で無報酬です。



ポイント 3

合併前の上越市にも、地域自治区を担当する事務所の設置を検討しています

各区に関する業務を行うための事務所の設置を検討しています。

どんな事務所ができるの？

一つの事務所が4～6の区を担当し、地域協議会に関することや、地域コミュニティの活動支援等の地域振興に関する業務などを行う事務所の設置を検討しています。事務所は、既存の公共施設を活用して3ヶ所設置したいと考えています。

具体的な業務内容や、事務所を置く施設、職員体制等は今後、検討していきます。

13区の地域協議会の活動紹介

13区の地域協議会で自主的に話し合われたテーマの例

現在設置されている13区の地域協議会では、平成17年2月の制度スタートから、概ね月1回のペースで会議が開かれています。これまで自主的に話し合われたテーマは、132件*に及びます。
※平成20年9月末現在

身近な暮らしに関するテーマ

- 子育て支援センターの開設時間延長について(安塚区)
- 自主防災組織の結成推進について(浦川原区)
- 通学路の街灯設置について(大島区)
- ごみ袋の改善について(柿崎区)
- 三和区における歩道の整備について(三和区)
- 名立駅の管理について(名立区) ほか

地域特性をいかしたまちづくりに関するテーマ

- 中郷区が目指す観光振興について(中郷区)
- 光ヶ原高原観光の今後のあり方について(板倉区)
- 越後田舎体験推進協議会への加入について(清里区) ほか

※ ●は、市長に意見書が提出されたもの